

徳島県告示第百五十一号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月十二日から施行する。

令和三年三月九日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

二の三の(三)の表佐古支店の項中「徳島市佐古八番町」を「徳島市佐古二番町」に改める。